

庁舎見学について

1 見学

◆学校団体見学の際の注意事項（別紙C「見学の際の注意」参照）

◆写真撮影

学校団体が写真撮影できるのは大法廷及び正面玄関の外階段部分の2か所。
いずれも撮影は、教師又はカメラマンのみ。

一般の団体（生涯学習コース）が写真撮影できるのは正面玄関の外階段部分のみ。撮影は、団体の責任者又はカメラマンのみ。

個人の見学（一般見学）については、写真撮影を認めない。

●大法廷【見学風景の撮影】

特に時間を設けず、案内者が説明している間の時間に撮影を認める。

大法廷から退出するときに撮影して、退出に時間がかかる学校もあるので注意。

●正面玄関の外階段部分【クラスやグループ単位での記念撮影】

集合写真として撮影可。階段から離れて撮影したり、個々に撮影したりするのは厳禁。

◆写真の使用範囲

原則、見学記念として、個人の鑑賞用に限り使用可。

ただし、学校行事（一般の団体にあつては、研修行事等）の記録化や卒業アルバムでの掲載など、内部的な使用においては、使用可。

パンフレット等に掲載したり、インターネット上に公開するなどして、不特定多数の者が閲覧可能な状態に置くことは認めない。

◆車いすの使用

広報係（内線 3156）に連絡する。

【車いすの場合の経路】

外→正面玄関	階段の移動が困難な場合、北玄関へ誘導
正面玄関→大ホール	図書館棟エレベーター
大ホール→大法廷	スロープ

【車いすの保管場所】

南玄関ロッカー

2 見学の際の配布物

(1) 学校団体

ア 次のものが入った封筒を1部配布

- ・裁判員制度ナビゲーション
- ・司法の窓
- ・法廷ガイド

イ そのほか、団体見学の先生及び生徒に対し、1人1部ずつ「裁判所ナビ」を配布

(2) 一般の団体（生涯学習コース）及び個人の見学（一般見学コース）

1人1部ずつ「裁判所ナビ」を配布

準備が整い次第、見学担当者が参ります。それまでしばらくバスの中でお待ちください。
見学にあたっては、次のことをお守りください。

最高裁判所広報課

見学者の皆さんへ

(学校団体については教職員から生徒の皆さんに見学前に伝えておいてください。)

- 担当者は、見学者数にかかわらず1名です。
 - ▶ 体調のすぐれない方や車いすを利用される方がいましたら、遠慮なく担当者に申し出て下さい。(診療所にご案内する際は、教職員の方の付添いをお願いします。)
 - ▶ 移動の際は、担当者の指示に従ってください。
- 見学中は担当者の案内に従って静粛に行動してください。担当者から再三お願いをしても喧騒にわたる場合には、見学を中止させていただく場合があります。
 - ▶ 裁判所にいらしているのは皆さんだけではありません。特に裁判を行っている場合には、大変迷惑になります。
- 植え込みや芝生には立ち入らないでください。
- 歩道を歩いてください。
 - ▶ 中央は車が通り危険ですから、必ず脇にある歩道を通ってください。見学が終わって帰るときも同様に注意してください。
- 落書きをしたり、物を壊したりしないでください。
- 飲食はしないでください。
- お手洗いは、見学実施後に時間をとります。
- 次の場合を除き、敷地内では写真等の撮影はできません。
 - ▶ 学校団体の責任者の方が大法廷で見学風景を撮影する場合
(時間は特に設けませんので、説明を行っている間に撮影してください。)
 - ▶ 見学終了後に玄関外の階段で集合写真を撮影する場合
- 写真撮影については、見学記念として、個人の鑑賞用に限り許可されたものです。
 - ▶ 学校行事や研修行事等の記録化など内部的な使用についてはかまいませんが、パンフレットに掲載したり、インターネット上に公開するなどの使用はご遠慮ください。

バスの乗務員の方へ

- バスの移動をお願いすることがありますので、バスから離れないでください。
 - ▶ お手洗いは、正面玄関から建物に入って左手にあります。他の場所には立ち入らないでください。また、敷地内は禁煙ですので、ご協力ください。
- 車両の清掃等をご遠慮ください。
 - ▶ 停車場は正面玄関付近のため、他の来庁者の迷惑になりますので、ご協力ください。
- 石塔に腰掛けしないでください。
 - ▶ 石塔を破損した例もありましたので、絶対にやめてください。

■ 導入

皆さんがお座りになられたようですので、お話を始めます。まず、この建物についてお話をします。

1 最高裁庁舎について

■ 庁舎の建設の経緯

この最高裁判所の建物が建てられたのは、昭和49年(1974年)です。建て始めてから完成するまでに、2年10か月かかりました。

最高裁判所は、昭和22年(1947年)5月3日、日本国憲法の施行とともに誕生しましたが、当時は戦後の混乱期で、すぐに新しい庁舎を建設することができませんでした。それで、この建物が建つまでは、千代田区霞が関にあった旧大審院の建物(現在の東京高地簡裁の建物の敷地に建っていたもの)を利用していました。

この建物を設計したのは、岡田新一さんを代表とする設計グループです。最高裁判所庁舎の建設は国家的事業として、公開設計競技(設計コンペ)が行われました。公募の結果、応募された217点の中から選ばれたのが、岡田さんたちの作品です。最高裁判所の品位と重厚さをよく表現しているということなどから選ばれました。

■ 庁舎の特徴

最高裁判所庁舎の特徴は、外壁に石を使用していることです。使われている石は、茨城県稲田産の花崗岩です。設計した岡田さんは、「品位と重厚」を表現するのに最もふさわしいと考えてこの白い岩肌の花崗岩を使用したそうです。この石は、建物のいろいろな所で使用されていますが、最高裁の建物全体で使用されている花崗岩の量は、枚数にして約10万枚、重さにして約1万トンに達します。

なお、最高裁判所の敷地面積は、約3万7,000平方メートル(東京ドームのグラウンドに換算すると2.8個分)で、庁舎は、地上5階、地下2階建てです。

2 大法廷

■ 吹き抜け

大法廷は、日本の裁判所で最も大きな法廷で、床面積は約574平方メートルあります。この大法廷の一番の特徴は、円筒形の吹き抜けを天井の中心に置いて、自然の光が大法廷の中央にふんだんに差し込むようになっている

ことです。

この吹き抜けの直径は、約14メートルあります。吹き抜けを見上げると、ガラスの天井が見えますが、床から約23メートルあります。そして、吹き抜けは更に上に続いており、床から約41メートルの最上部にもガラスが張られています。その部分は、地上からの高さで約52メートル（ビルに換算すると13階相当）になります。この吹き抜け部分は、最高裁判所の建物で一番高い所になっています。

■ 壁

続いて壁を御覧ください。石でできています。この石は、外壁にも使用されている、茨城県稲田産の花崗岩です。石の壁は音が響きやすいので、石と石との間にわずかな隙間を設けて、この隙間に余分な音を閉じ込めてしまうようにしてあります。

■ 壁掛け

また、この大法廷には、前に2枚、後ろにも2枚、大きな壁掛けが掛けられています。前の2枚は太陽を、後ろの2枚は月を表現したものです。太陽と月という対照的なものを配置することによって、大法廷に空間的な広がりをもたせようとした。前の太陽は「裁判の動きや活気」、後ろの月は「裁判の静けさや冷静さ」をそれぞれ表していると言われています。

この壁掛けは単なる装飾ということだけではなく、吸音効果も兼ね備えています。

■ いすの配置

続いて、大法廷の席について説明します。最高裁判所には15人の裁判官がいますが、この大法廷は、15人の裁判官全員で構成される法廷です。

なお、最高裁判所には、全部で4つの法廷があります。大法廷以外の3つは小法廷です。15人の裁判官は、普段は5人ずつ3つのグループに分かれて、それぞれ担当する小法廷で裁判を行います。そして、特に大きな事件については、ここ大法廷で裁判を行います。

前を御覧いただくと椅子が15脚並んでいます。ここが裁判官席です。法廷が開かれる時には、裁判官席の後ろの扉から15人の裁判官が一人ずつ入ってきます（扉を開ける。）。まず、最高裁判所長官が大法廷の裁判長として入廷し、中央の席に着席します。そして、次の裁判官は、傍聴席から向かって長官のすぐ左の席に、その次の裁判官は右の席にと、順に左右に分かれて、段々外側に広がるように着席していきます。長官以外の裁判官の着席する順序は、最高裁判所判事に任命された順になっています。

裁判官席の手前にあるのが裁判所書記官席で、法廷の両脇にあるのが裁判所事務官席です。書記官や事務官も裁判所の職員です。裁判所では、裁判官

以外にもたくさんの人たちが働いています。

また、裁判官席に向かって左右2列ずつある席が裁判関係者（当事者）の席です。

どんな人たちが座るのかは、裁判の種類によって違います。

【民事裁判・刑事裁判】

裁判は、大きく分けると2種類、民事裁判と刑事裁判に分かれます。民事裁判は、皆さんの間で起こった法律上の争いについて、裁判所の判断で解決する手続です。

刑事裁判は、ある犯罪の犯人だと疑われている人が、本当に犯人なのか、犯人だとしたらどのような刑罰にするかを定める手続です。

民事裁判では、訴えた側と訴えられた側に分かれて着席します。

刑事裁判の場合には、正面に向かって右側に検察官が、左側に弁護人が着席します。

そして皆様にお座りいただいている席は、傍聴席で、全部で166席あります。また、傍聴席の両側には、記者席が42席あります。

最高裁判所の法廷の特徴としては、証言台や被告人席がないことが挙げられます。なぜ、ないかというと、最高裁判所は、高等裁判所がした判決などの法律解釈が正しかったかどうかを見るのが主な仕事で、あらためて証人や被告人から話を聴くことはしないからです。

【三審制】

いまのお話は、最高裁判所の役割、三審制とも関係してくるので、三審制についてもお話をしましょう。

三審制とは、同じことがらについて、3回まで裁判が行われる制度のことです。例えば、地方裁判所の裁判に納得がいかないときには高等裁判所、その裁判にも納得がいかないときには最高裁判所といった具合に、種類の違う裁判所が3回まで裁判を行います。

そして、最高裁判所は、この3回目の裁判を行う裁判所です。全国の裁判所の裁判について、最終的な判断をします。

■ 事件数

さて、裁判所が受け付ける一つ一つの申し立てのことを「事件」と呼びますが、では、最高裁判所が扱う事件の数は、どのくらいあると思いますか。最高裁判所では年間約1万2000件余りの事件が受け付けられています。

それらの事件は、まず、3つある小法廷に順番に配られて担当が決まります。そして、ほとんどの事件は、担当の小法廷で裁判がされて終わりになりますが、いくつかの事件は、小法廷から大法廷に回され、大法廷で裁判されることがあります。

大法廷に回されるのは、①憲法問題について新しく判断をする必要のある事件②以前最高裁が出した判例を変更する必要のある事件③最終的に違憲判決をする必要のある事件などです。15人の裁判官でより慎重な判断がされることになっています。ただ、実際にこの大法廷が使用される事件はそれ程多くはなく、法廷が開かれるのは、年に数回程度です。しかし、使われる回数は少ないものの、憲法にかかわる重要な事件がこの大法廷で扱われています。

また、大法廷が開かれないときは裁判官は何をしているのかという疑問を持つ方もいるかもしれませんが、ほぼ毎週開廷する小法廷に立ち会ったり、それぞれの事件について事件の記録を読み込んだり、判決や決定について話し合ったりということを日々行っています。

■ 最近の事件

別添の大法廷使用一覧を参照ください。

■ おわりに

これで見学を終わりにします。

(時間が余ったときの説明：大ホールにて)

■ 大ホール

大ホールは、幅が18メートル、奥行きが49.5メートルあり、床面積は890平方メートルあります。半円形のアーチを描いた天井までの高さは、両側のせりあがった部分までで約28メートルあります。

■ 定礎石

これは、建物の定礎石で、この下には、当時の村上朝一（むらかみ・ともかず）長官の定礎の辞が刻み込まれたブロンズの銘板と和紙に書かれた「最高裁判所庁舎新営の記録」が、鉛の箱（40×40×6 cm）に納めて埋め込まれています。

定礎石に刻まれた「1974」の数字は、この最高裁判所が建てられた1974年を意味しています。

なお、この横の線の延長線上の一方は国立国会図書館、国会議事堂の中心へ、もう一方は国立劇場の中心へと続いています。

■ ブロンズ像

この大ホールには2体のブロンズ像がありますが、これは、圓鏝勝三（えんつば・かつぞう）さんの制作した「正義」像です。ギリシャ神話に出てくる法の女神、テミス을イメージして作られた作品です。左手の天秤は、公平、平等を表し、右手の剣は、公平な裁判によって正義を実現するという強い意

思、力を表していると言われていました。最高裁判所のテミス像は顔に目隠しをしていないのが特徴です。

「正義」像と向かい合って、この「椿咲く丘」という、富永直樹（とみなが・なおき）（日本芸術院会員）さんの作品が置かれています。椿の花が咲いている丘のベンチに男の子と女の子が仲良く座っていて、そこに鳩が集まってくる風景ですが、この像は、平和をイメージしています。公平な裁判によって正義を実現し、世の中のもめ事をなくし、皆が仲良く平和に暮らせるようになれば、という願いが込められています。

【大法廷での説明事項】

1 大法廷の作り

○広さ 574㎡ (約174坪)

天井の高さ 8m

○吹き抜け (日本で吹き抜けのある法廷は大法廷だけ)

円の直径 14m (アルミ材)

高さ 中間部のガラス天井まで23m

最上部のガラス天井まで41m (地上から52m)

○壁 茨城県稲田産の花崗岩・石と石の間に吸音のための隙間がある。

○タペストリー 京都の西陣織・川島織物製作 (現在は(株)川島織物セルコン)

前が太陽 (動き・活気), 後ろが月 (落ち着き・静けさ)

空間的な広がりを持たせるために選ばれたモチーフ

制作者は川島織物ではなく(株)龍村美術織物

2 法廷にある席

○裁判官席 (15席) 裁判長 (長官) 席を中心に, 左右に広がる形で任命順に着席する。

○裁判所書記官席 (2席) 裁判の手續などを記録する。

○裁判所事務官席 (2席) 法廷での審理をスムーズに行うために, 裁判が始まる前の準備や書類の受け渡しの手伝いなどをする。

○当事者席 (各10席) 刑事裁判では, 右が検察官席, 左が弁護人席。
民事裁判では, 左が上告人席, 右が被上告人席。

○傍聴席 (166席) 裁判は公開が原則で, 年齢制限などなく誰でも自由に傍聴できる。ただし, 立ち見はできないので, 希望者が席の数を超えるときは抽選になる。

○記者席 (42席) 新聞記者・テレビ局の記者の席。取材でメモを取ることが多いため, テーブルとライトがついている。

3 扱っている事件

○最高裁の新受件数 約1万2000件

○大法廷での審理件数 年平均で2～3件

小法廷（裁判官5人）でまず審理し、ほとんど事件が小法廷での判断で終わっている。特に重大なものだけが大法廷で審理される。

○大法廷の開廷数 年平均で3～4回

【大法廷待ちの時間つぶし】

大ホール

○広さ 890㎡（約270坪） 幅18m×長さ49.5m

○高さ 17～28m, 大法廷前の最上部4.3m

○定礎石 竣工年が刻まれている。

当時の最高裁長官の「定礎の辞」（ブロンズ銘板）、「最高裁判所庁舎新営の記録」（和紙）が、鉛の箱に納められている。

豆知識→「定礎の辞」全文は以下のとおり（村上朝一長官作）

「最高裁判所庁舎を東京都千代田区隼町4番2号に新築するにあたり日本国における法の支配の確立と揺るぎなき国運を冀（希）求してここに永世不朽の礎を鎮定する」

○ブロンズ像 「正義」圓鍔勝三（広島県出身）作

ギリシャ神話の法の女神テーミスがモデル

左手の天秤は「公平・平等」を、右手の剣は「公平な裁判の実現によって正義を実現するという強い意志・力」を表す。

「椿咲く丘」富永直樹（長崎県出身）作

愛と平和をイメージ。公平な裁判によって正義を実現して世の中のもめ事をなくし、皆が仲良く平和に暮らせるようにとの願いが込められている。

平成に入り大法廷が使用された訴訟

H 30. 12. 19現在

年月日	事件名	種別
元. 01. 25	法廷内メモ訴訟	弁論
元. 03. 08	法廷内メモ訴訟	判決
4. 04. 22	成田新法訴訟	弁論
4. 07. 01	成田新法訴訟	判決
4. 11. 11	衆議院議員定数訴訟	弁論
5. 01. 20	衆議院議員定数訴訟	判決
5. 02. 03	損害賠償請求訴訟	弁論
5. 03. 24	損害賠償請求訴訟	判決
6. 12. 07	ロッキード事件丸紅ルート	弁論
7. 02. 22	ロッキード事件丸紅ルート	判決
7. 06. 07	遺産分割審判特別抗告(非嫡出子の相続分格差違憲事件)	弁論
8. 06. 26	参議院議員定数訴訟	弁論
8. 07. 10	沖繩職務執行命令(代理署名)訴訟	弁論
8. 08. 28	沖繩職務執行命令(代理署名)訴訟	判決
8. 09. 11	参議院議員定数訴訟	判決
9. 01. 22	愛媛県靖国神社玉串料訴訟	弁論
9. 04. 02	愛媛県靖国神社玉串料訴訟	判決
10. 06. 03	参議院議員定数訴訟	弁論
10. 09. 02	参議院議員定数訴訟	判決
11. 02. 24	接見交通権国賠訴訟	弁論
11. 03. 24	接見交通権国賠訴訟	判決
11. 10. 06	衆議院議員総選挙無効確認訴訟	弁論
11. 10. 20	抵当権者による不法占拠者明渡請求訴訟	弁論
11. 11. 10	衆議院議員総選挙無効確認訴訟	判決
11. 11. 24	抵当権者による不法占拠者明渡請求訴訟	判決
12. 07. 05	参議院議員定数訴訟	弁論
12. 09. 06	参議院議員定数訴訟	判決
12. 09. 12	参議院議員定数訴訟	判決
13. 02. 28	小作料増額請求訴訟	弁論
13. 03. 28	小作料増額請求訴訟	判決
14. 01. 23	大株主短期売買利益返還請求事件	弁論
14. 02. 13	大株主短期売買利益返還請求事件	判決
14. 07. 17	損害賠償請求訴訟	弁論
14. 09. 11	損害賠償請求訴訟	判決
15. 03. 19	西明寺横領事件(業務上横領)	弁論
15. 04. 23	西明寺横領事件(業務上横領)	判決
15. 12. 10	参議院議員選挙無効確認訴訟	弁論
16. 01. 14	参議院議員選挙無効確認訴訟	判決
16. 12. 15	東京都管理職国籍条項訴訟	弁論
17. 01. 26	東京都管理職国籍条項訴訟	判決
17. 07. 13	在外日本人選挙権剥奪違法確認訴訟	弁論
17. 09. 14	在外日本人選挙権剥奪違法確認訴訟	判決
17. 10. 26	小田急高架化訴訟	弁論
17. 12. 07	小田急高架化訴訟	判決
18. 01. 25	国民健康保険料賦課処分取消等請求事件	弁論
18. 03. 01	国民健康保険料賦課処分取消等請求事件	判決
18. 07. 12	参議院議員選挙区選挙無効訴訟	弁論

18. 10. 04	参議院議員選挙区選挙無効訴訟	判 決
19. 04. 25	衆議院議員小選挙区選挙無効訴訟	弁 論
19. 06. 13	衆議院議員小選挙区選挙無効訴訟	弁 論
20. 04. 16	婚外子国籍取得訴訟	判 決
20. 06. 04	婚外子国籍取得訴訟	判 決
20. 07. 02	行政処分取消	弁 論
20. 09. 10	行政処分取消	判 決
21. 07. 08	参議院議員選挙区選挙無効訴訟	弁 論
21. 09. 30	参議院議員選挙区選挙無効訴訟	判 決
21. 10. 28	高知・東洋町議リコール訴訟	弁 論
21. 11. 18	高知・東洋町議リコール訴訟	判 決
21. 12. 02	砂川市・空知太(そらちぶと)神社, 富平神社政教分離訴訟	弁 論
22. 01. 20	砂川市・空知太(そらちぶと)神社, 富平神社政教分離訴訟	判 決
23. 02. 23	衆議院議員小選挙区選挙無効訴訟	弁 論
23. 03. 23	衆議院議員小選挙区選挙無効訴訟	判 決
23. 10. 12	裁判員裁判憲法訴訟	弁 論
23. 11. 16	裁判員裁判憲法訴訟	判 決
24. 09. 12	参議院議員選挙区選挙無効訴訟	弁 論
24. 10. 17	参議院議員選挙区選挙無効訴訟	判 決
25. 07. 10	遺産分割審判特別抗告(非嫡出子の相続分格差違憲事件)	弁 論
25. 10. 23	衆議院議員小選挙区選挙無効訴訟	弁 論
25. 11. 20	衆議院議員小選挙区選挙無効訴訟	判 決
26. 10. 29	参議院議員小選挙区選挙無効訴訟	弁 論
26. 11. 26	参議院議員小選挙区選挙無効訴訟	判 決
27. 02. 04	損害賠償請求事件(損益相殺)	弁 論
27. 03. 04	損害賠償請求事件(損益相殺)	判 決
27. 10. 28	衆議院議員選挙無効訴訟	弁 論
27. 11. 25	衆議院議員選挙無効訴訟	判 決
27. 11. 04	損害賠償請求事件(再婚禁止期間違憲訴訟)	弁 論
27. 11. 04	損害賠償請求事件(夫婦別姓国家賠償訴訟)	弁 論
27. 12. 16	損害賠償請求事件(再婚禁止期間違憲訴訟)	判 決
27. 12. 16	損害賠償請求事件(夫婦別姓国家賠償訴訟)	判 決
28. 10. 19	遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告(預貯金遺産分割事件)	弁 論
29. 02. 22	窃盗, 建造物侵入, 傷害(承諾なくGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する捜査方法の違法性)	弁 論
29. 03. 15	窃盗, 建造物侵入, 傷害(承諾なくGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する捜査方法の違法性)	判 決
29. 07. 19	参議院議員選挙無効訴訟	弁 論
29. 09. 27	参議院議員選挙無効訴訟	判 決
29. 10. 18	児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反等事件	弁 論
29. 10. 25	受信契約締結承諾等請求事件	弁 論
29. 11. 29	児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反等事件	判 決
29. 12. 06	受信契約締結承諾等請求事件	判 決
30. 11. 28	衆議院議員選挙無効訴訟	弁 論
30. 12. 19	衆議院議員選挙無効訴訟	判 決

見学者からよく出される質問について

《一般・学生共通》

A 庁舎関係

1 最高裁判所の建物ができたのはいつ？

1974（昭和49）年3月竣工

…ちなみに落成式は同年5月23日，執務開始は同27日

2 この建物を建設するのに要した総工費はいくら？

約126億円

3 最高裁判所の建物はどうしてこんなに大きい？

最高裁判所は司法権の頂点に立つ裁判所であり，その建物は国会議事堂などと同様，一つしかない国の重要な機関であり，多くの人たちが仕事をする場所でもある。従って，それ相当の規模をもった建物が必要となる。

4 この建物には，何人くらいの人が勤務している？

裁判官等を含めて約900人である。

5 この建物全体で，何室くらいあるのか？

約240室

6 この建物全体で，ガラス窓は何枚ある？

約1700枚

7 この建物全体で，花崗岩はどのくらい使用されている？

枚数では約10万枚

重さに換算すると約10,540トン

8 なぜ花崗岩が建物の外装等に多く使用されている？

最高裁判所の品位と重厚さを表わすのに、この白い肌合いをもつ茨城県稲田産の花崗岩が最も適しているということで使用された。

9 どうしてここに最高裁判所を建てた？

最高裁判所を建てるとにふさわしく、できるだけ国会議事堂に近く、かつ、必要な面積をもった土地ということで、この場所が選ばれた。

10 大ホールは何に使用する？

特別に何かを使用するという事はない。

11 どうして大ホールの天井の両側及び大法廷前の天井がガラス張りになっている？

これは設計者の考えによるもので、自然光を採り入れ、明るく品位のある空間を作り出すためである。

12 大法廷の吹き抜け内の電球はいくつある？

106個

13 大法廷の吹き抜け内のガラスは何枚ある？

516枚

14 大法廷の吹き抜け内を掃除したり、ガラスや電球が割れたらどのようにして取り替える？

吹き抜け内の清掃は、足場を組んで行なう。ガラスや電球が割れた場合は、天井裏から取り替える。

15 どうして大法廷には吹き抜けが作られている？

大法廷は、最高裁判所の中心的な部屋なので、空間の高まりと自然光を得るため、特に表現豊かな空間として設計された。

16 大法廷は、どうしてこんなに大きい？

大法廷は、最高裁判所の裁判のなかでも特に重要な憲法問題に関する裁判を取り扱い、裁判官は15人で構成されるため、裁判官席が15席必要になり、また、注目を浴びる事件が多いので傍聴人が多数集まることが予想されるから、物理的に一定の大きさが必要になる。

17 大法廷の両脇にあるドアはどこへ通じている？

大法廷の照明や空調などを管理する部屋に通じている。

18 どうして裁判官席と裁判関係者の席が向かい合っている？

最高裁判所は、法律審と言われており、原則的には、高等裁判所までの裁判手続に憲法及法律的違背がないかなどを審理する。従って最高裁判所の法廷では、裁判関係者は自己の法律的な主張を裁判官に述べるにとどまるので、向かい合った方が裁判の進行上利点が多いからである。

19 刑事事件の場合、法廷で検察官と弁護人が裁判官から見て左右どちらかに座るのかについては決まりがある？

大（小）法廷で検察官と弁護人の席が多くの下級裁判所と逆なのはどうして？

検察官、弁護人が左右どちらかに座るかについての決まりはない。また、大・小法廷の検察官、弁護人席の配置については、旧庁舎大法廷での配置を特に改める必要はないということで受け継いだものと思われる。（旧庁舎大法廷も、裁判官席からみて右側に弁護人席があった。これは、廊下が

裁判官席から見て右側にあったため、使い勝手を考えて出入りの多い弁護人の席を右側とした。)

20 最高裁判所の法廷に速記官席がないのはどうして？

最高裁判所は、法律審と言われており、原則的には、高等裁判所までの裁判手続に憲法及法律的違背がないかどうか審理する。そこで、最高裁判所の法廷では、証人の証言等の事実調べは行われず。したがって、速記官席が設けられていない。必要な事項があれば書記官がメモをとる。

21 最高裁判所の法廷に証言台がないのはどうして？

最高裁判所は、法律審と言われており、原則的には、高等裁判所までの裁判手続に憲法及法律的違背がないかどうか審理する。そこで、最高裁判所の法廷では、証人の証言等の事実調べは行われず。したがって、証言台は設けられていない。

22 最高裁判所の法廷に被告人席がないのはどうして？

刑事訴訟法上、上告審において、被告人には法廷に出頭する権利が認められていないから被告人席はない。

23 最高裁判所の法廷に被告人が来たときはどこに座る？

身柄の拘束されていない被告人が法廷に来た場合は、傍聴人席に座ることになる。

24 最高裁判所の法廷には廷吏席がなぜ2席ある？

他の裁判所の法廷に比べて傍聴席の数も多く、法廷内の整理をする上で必要なため。

25 裁判関係者の席の上にある白いボタンのようなものは何？

マイクロホンが使用可能な状態であることを知らせるランプである。

26 傍聴席に番号が付いているのはなぜ？

傍聴人の座席の整理番号である。

27 ここの敷地は、最高裁判所が建つ以前はどうなっていた？

最高裁判所の敷地は、旧パレスハイツ（戦後の駐留米軍の将校の宿舎）跡の国有地で空き地としてあった。

28 最高裁判所がこの場所に移る前はどこにあった？

千代田区霞が関（現東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎所在地）にあった。

29 最高裁判所を建てる費用は、どこから出ている？

最高裁判所も国の機関の一つであるから、これを建てる費用も国の予算（税金）で賄われた。

B 裁判制度関係

1 裁判をするのに費用は掛かる？

訴訟費用は、民事事件の場合、弁護士に対する報酬のほかに、主なものを挙げると、訴状に貼付する印紙代などの申立ての手数料のほか、証人の旅費・日当、書類送達費用（郵便切手代等）、その他の費用が必要（民事訴訟費用等に関する法律3条，11条等）。刑事事件の場合は、被告人（被疑者）が自分で頼んだ弁護人に払う報酬などが必要。この他、国が証人に支払った旅費・日当などや経済的に不自由な被告人が国を選んでもらった弁護人に対する旅費・日当・報酬などは、有罪が確定した場合に負担させられることがある（刑事訴訟費用等に関する法律2条，刑事訴訟法181条）。

2 裁判をするのに掛かる費用はいくらくらい？

事件によって異なるので、一概に言えない。例えば、地方裁判所に100万円の貸金返還請求の訴えを起こす場合に、申立手数料として訴状に貼る印紙代は1万円であるが、このほかに呼出のための費用を納める必要がある。また、弁護士を頼む場合は、そのための費用も必要となる。

3 大法廷・小法廷で裁判官が欠席したら裁判はできない？

大法廷は9人、小法廷は3人と定足数が決まっているので、それに満たないときは審理及び裁判をすることができない（最高裁判所事務処理規則7条，2条）。

4 弁護人は何人でも付けられる？

民事事件の場合、弁護人は、本人の意思により何人でも付けられる。刑事事件の場合、被疑者（捜査）は原則として3人まで（刑訴規則27条），被告人（公判）については特別の事情があれば3人までに制限できる（刑

訴規則 26 条)。

5 法廷の中で写真撮影をしてはいけないのはなぜ？

裁判の当事者及び被告人の人権・プライバシーを守り、裁判の円滑な進行を図るためである。

6 最高裁判所の裁判官の（1 か月の）報酬はどのくらい？

最高裁判所長官は 2 0 1 万 0 0 0 0 円

最高裁判所判事は 1 4 6 万 6 0 0 0 円

（裁判官の報酬等に関する法律，H 3 0 . 4 現在）

7 最高裁判所の裁判官になるには何か資格が必要？

裁判所法に規定されている。

識見の高い法律の素養のある年齢 4 0 歳以上のものであること、ただし、1 5 人の裁判官のうち少なくとも 1 0 人は、1 0 年以上高裁長官又は判事の職にあった者、若しくは 2 0 年以上弁護士などの職にあった者から任命される。

8 最高裁判所以外の裁判所の裁判官になるためには何か資格が必要？

原則として、専門職大学院である法科大学院を修了した後、司法試験に合格し、司法修習生として 1 年間の修習をして卒業した者及び簡易裁判所判事選考試験に合格したものが内閣で任命されると裁判官（それぞれ判事補又は簡易裁判所判事）になれる。

9 全国で裁判官は何人いる？（裁判所ナビ 1 6 p 参照）

最高裁判所長官，最高裁判所判事，高等裁判所長官，判事，判事補，簡易裁判所判事を合わせると約 3，5 3 0 人（H 2 9 . 1 2 現在）

10 全国で女性の裁判官は何人いる？（裁判所ナビ16p参照）

約3,530人の裁判官のうち、女性の裁判官は約770人（H29.12現在）

11 最高裁判所の裁判官に女性が任命されたことがある？

高橋久子裁判官が、H6年2月9日付けで任官（H9年9月20日退官）
横尾和子裁判官が、H13年12月19日付けで任官（H20年9月11日退官）
櫻井龍子裁判官が、H20年9月11日付けで任官（H29年1月15日退官）
岡部喜代子裁判官が、H22年4月12日付けで任官（H31年3月19日退官）
鬼丸かおる裁判官が、H25年2月6日付けで任官（H31年2月6日退官）
宮崎裕子裁判官が、H30年1月9日付けで任官

12 刑罰にはどんな種類がある？

死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料－刑法9条

13 死刑はどこで執行する？

刑事施設内－刑法11条

14 死刑はどういう方法で執行する？

絞首－刑法11条

15 大法廷で取り扱った有名な事件にどんなものがある？

- ・ ロッキード丸紅ルート事件（H7・2・22判決）
- ・ 衆議院議員選挙無効確認訴訟（H11・11・10判決）
（H8実施の小選挙区比例代表並立制の合憲性について）

- ・ 参院選定数訴訟（H12・9・6判決）
（H10実施の参院選における一票の格差について）
- ・ 東京都管理職国籍条項訴訟（H17・1・26判決）
- ・ 在外日本人選挙権剥奪違法確認訴訟（H17・9・14判決）
- ・ 婚外子国籍取得訴訟（H20・6・4判決）
（国籍法3条の合憲性…戦後8例目の違憲判決）

16 法服はどうして着用する？

裁判官，書記官とも着用が規則及び規程で義務付けられている。

法服は，法と良心に従って事件を公正に裁く裁判官の責任の厳しさを象徴している。色が黒とされたのは，黒がほかの色に染まることはないということから，公正さを表わす色として最もふさわしいからだと言われている。（パンフレット「裁判所ナビ」より）

17 傍聴はだれにでもできる？

原則的にはだれにでもできる。

18 死刑執行後，無罪の証拠が見つかったらどうなる？

配偶者，直系の親族及び兄弟姉妹が再審請求（裁判のやり直しを求めること）を行なうことができる。

また，検察官も同様に再審請求を行なうことができる。

（刑訴法439条1号，4号）

<小中学生向け>

Q 当事者席にある白いボタンは何ですか。

A 法廷が開かれるときには、マイクを使いますが、この白いボタンのようなものは、マイクが使用可能な状態であることを知らせるランプです。

Q 大法廷はどのくらい使用されるのですか。

A 新しく憲法判断をする必要のあるものなどが、この大法廷で裁判されることとなりますが、実際にこの大法廷が使用されるのは、最近では年に数回程度です。

(「回」という表現が曖昧なので参考程度に。「1回」で複数件の事件が扱われることもある。) H18年は4回、H19年は2回、H20年は4回、H21年は5回、H22年は1回、H23は4回、H24は2回、H25は3回、H26は2回、H27は8回、H28は1回、H29は8回、H30は2回使用されました。

Q 被告人はどこに座るのですか。

A 最高裁で行われる裁判には、被告人は出頭しなくてもよいことになっていますが、被告人が法廷に来た場合は、傍聴席に座ることになります。

Q この音(ふき抜けから発するパチパチという音)は何ですか。

A ふき抜けの部分はアルミ材を使用しているため、照明の熱を受けてこのような音がするのです。

Q どうしたら裁判官になれるのですか。

A 原則として、専門職大学院である法科大学院を修了した後、司法試験という難しい国家試験に合格して、司法研修所で司法修習生として1年の修習を終えた後に行われる試験に合格すると裁判官、検察官、弁護士になる資格(法曹資格)が取得できます。裁判官には、この資格のある人の中から内閣によって任命されます。(なお、簡易裁判所の裁判官は、それ以外にその職務に必要な学識経験があれば、任命されることがあります。)

(参考) 最高裁の裁判官になるには? 最高裁長官になるには?

裁判所法第41条, 同法第39条参照

Q 法廷では、なぜ写真撮影ができないのですか。

A 裁判の当事者及び被告人の人権・プライバシーを守り、裁判の円滑な進行を図るためです。

Q 裁判を傍聴するにはどうしたらよいのですか。

A 法廷で行われる裁判は、原則としてだれでも自由に傍聴することができます。特別な手続は必要ありませんので、直接、法廷に行っていただければ裁判を傍聴することができます。ただし、大勢の人が傍聴を希望する場合には、くじ引などの方法によって発行した傍聴券が必要な場合もあります。

Q どういう事件が死刑になるのですか。

A どのような犯罪をしたらどういう刑罰が科せられるかということは、刑法という法律などで決まっています。例えば、人を殺した場合には死刑又は無期懲役あるいは5年以上の懲役と定められています。そして、裁判官は個々の事件ごとに色々な事情を考慮し、具体的な刑を決めますので一概には言えません。

Q 死刑はどのようにして行なうのですか。

A 刑の執行は法務省の管轄になりますので詳しくは分かりませんが、刑法第11条には絞首して行なうと定められています。

Q 裁判にはどのくらい費用が掛かるのですか。

A 民事の裁判の場合には弁護士を頼めばその費用が掛かりますし、裁判所に行く交通費なども必要ですが、どのくらいの費用が掛かるかはそれぞれの事件によって異なるので一概には言えません。参考までに民事裁判を申し立てる際に裁判所に納めなければならない申立手数料について説明しますと、例えば100万円を返してくれという訴えを起す場合には収入印紙で1万円分の申立手数料を納める必要があります。

Q 一つの裁判にはどのくらいの期間が掛かるのですか。(裁判所ナビ17p参照)

A 裁判にかかる期間はその事件によって様々であり、一概には言えませんが、例えば、地裁の民事第一審通常訴訟事件の平均審理期間(裁判所が事件を受けてから事件が終るまでの期間)は8.7月(平成29年)、地裁の刑事通常第一審事

件の平均審理期間は3.2月（平成29年）です。

Q 1回の裁判にはどのくらいの時間が掛かるのですか。

A 個々の裁判によって違いますので一概には言えません。

Q 大法廷の壁掛（太陽と月）は、だれが作ったのですか（作者は？）。

A この壁掛は京都の川島織物（現：川島織物セルコン）という会社で製作してもらったもので、デザインは同社のオリジナルです。

Q 最高裁判所の裁判官の給料はいくらですか。

A 長官は201万0000円で、最高裁判事は146万6000円です（平30.4現在月額報酬）。

Q なぜ大法廷の裁判官は15人なのですか。

A 最高裁の裁判官の人数は法律（裁判所法）で決められています。なぜ15人とされたかの詳しい事情は分かりませんが、大法廷は最高裁判所の裁判の中でも特に重要な憲法問題に関する裁判を取り扱うので、15人という数になったのだと思います。

Q 最高裁判所の建物の全部屋数と全職員数はどのくらいですか。

A 部屋数は240室くらいで、職員は900人くらいです。

Q 年間どのくらいの裁判が行われるのですか。

A 裁判（法廷）が何回あるかというのにはわかりませんが、最高裁判所が、1年間に新しく受け付ける事件（上告、特別抗告等）は約1万2000件あります。

（参考：民事・行政7086件、刑事4083件、家事抗告384件、平成29年司法統計年報より）

Q 裁判官の主な仕事はどんなことですか。

A 法廷以外では、事件の記録を読んだり、過去の裁判例を調べたり、判決書を作成したりしています。

Q 裁判官の人数は全国で何人くらいですか。（裁判所ナビ16p参照）

A 全国で約3,530人、そのうち約770人が女性裁判官です（H29.12現在）。

Q 傍聴席のイスのところに付いている番号は何ですか。

A 傍聴人の座席の整理番号です。